

第 7 回

熊本県議会

総務常任委員会会議記録

令和2年12月9日

開 会 中

場 所 全 員 協 議 会 室

第 7 回 熊本県議会 総務常任委員会会議記録

令和2年12月9日(水曜日)

午前9時57分開議
午前10時38分休憩
午前10時43分開議
午前11時40分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第12号)

議案第8号 専決処分の報告及び承認についてのうち

議案第9号 熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第10号 熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第24号 当せん金付証券の発売について

議案第25号 指定管理者の指定について

議案諮問第1号 退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問について

請第21号 教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成請願

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ①空港アクセス検討委員会について
- ②熊本県地域公共交通計画 骨子
- ③熊本県情報化施策推進方針の改定について
- ④令和2年7月豪雨からの復旧・復興プラン

出席委員(8人)

委員長 増 永 慎一郎

副委員長 松 村 秀 逸
委員 吉 永 和 世
委員 坂 田 孝 志
委員 西 聖 一
委員 山 本 伸 裕
委員 高 島 和 男
委員 荒 川 知 章

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

知事公室

公室長 白 石 伸 一
政策審議監 倉 光 麻里子
危機管理監 厚 地 昭 仁
政策調整監 津 川 知 博
秘書グループ課長 上 田 哲 也
広報グループ課長 本 田 敦 美
くまモングループ課長 浦 田 美 紀
危機管理防災課長 柴 田 英 伸

総務部

部 長 山 本 倫 彦
理事兼県央広域本部長
兼市町村・税務局長 宮 本 正
総括審議員兼政策審議監 平 井 宏 英
総務私学局長 手 島 伸 介
人事課長 城 内 智 昭
財政課長 梅 川 日出樹
県政情報文書課長 鋤 本 亮 太
総務厚生課長 中 川 浩 徳
財産経営課長 永 江 昌 二
私学振興課長 市 川 弘 人
市町村課長
兼県央広域本部総務部長 清 田 克 弘
消防保安課長 橋 本 誠 也
税務課長 久保田 健 二

企画振興部

部長 高橋 太朗
理事

(球磨川流域復興担当)

兼球磨川流域復興局長 水谷 孝司

政策審議監

兼地域・文化振興局長 野尾 晴一郎

交通政策・情報局長 内田 清之

土木技術審議監 亀崎 直隆

情報政策審議監 島田 政次

企画課長 阪本 清貴

統計調査課長 中村 誠希

地域振興課長

兼県央広域本部振興部長 池永 淳一

首席審議員兼文化企画・

世界遺産推進課長 内藤 美恵

政策監兼

川辺川ダム総合対策課長 福原 彰宏

交通政策課長 小川 剛史

情報政策課長 椎場 泰三

出納局

会計管理者兼出納局長 本田 充郎

会計課長 村上 勲

管理調達課長 中川 博文

人事委員会事務局

局長 青木 政俊

公務員課長 工藤 真裕

監査委員事務局

局長 富永 章子

監査監 林田 孝二

監査監 松岡 貴浩

監査監 守屋 芳裕

議会事務局

局長 吉永 明彦

次長兼総務課長 横尾 徹也

議事課長 村田 竜二

政務調査課長 東 敬二

事務局職員出席者

議事課主幹 若杉 美穂

政務調査課主幹 植田 晃史

午前9時57分開議

○増永慎一郎委員長 ただいまから第7回総務常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

まず、今回付託された請第21号について、提出者から趣旨説明の申出があつておりますので、これを許可したいと思います。

請第21号についての説明者を入室させてください。

(請第21号の説明者入室)

○増永慎一郎委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡単をお願いいたします。

(請第21号の説明者の趣旨説明)

○増永慎一郎委員長 趣旨はよく分かりました。後でよく審査をいたしますので、本日はここでお引取りいただきますよう、よろしくお願ひします。

(請第21号の説明者退室)

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された議案第1号、第8号から第10号まで、第24号及び第25号を議題とし、これについて審査を行います。

新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、知事公室及び総務部を前半に、企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局を後半に入れ替えて審議を行うこととしました。

最初に、知事公室及び総務部の議案について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔をお願いいたします。

まず、総務部長から総括説明をお願いいた

します。

山本総務部長。

○山本総務部長 今回提案しております議案の概要につきまして、御説明申し上げます。

資料は、委員会説明資料、横紙でございます。

おめくりいただきまして、1ページですけれども、令和2年度11月補正予算につきましては、豪雨災害への対応、(1)120億強、それから台風災害への対応ということで、3億弱を計上しております。

補正後の予算規模は、1兆830億円余となります。

また、上段に「10月補正予算の概要」と書いてございますけれども、豪雨災害への対応として行っておりました10月補正予算、専決処分で作らせていただいておりますが、この報告のほか、条例改正などにつきましても、併せて御提案を申し上げます。

この後、財政課長から予算の総括説明につきまして、予算の詳細、条例等議案につきましては各課長から、それぞれ御説明申し上げます。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 次に、財政課長から、今回の補正予算の概要等について説明をお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

総務常任委員会説明資料の1ページをお願いいたします。

まず、上段の10月補正予算の概要について御説明いたします。

議案第8号は、10月28日に知事専決処分を行いました、令和2年7月豪雨災害からの復旧に係る予算としまして、7億9,900万円でございます。

内容は、球磨川流域復興基金を活用した公共施設、地域コミュニティ施設の復旧に係

る市町村の支援や住まいの再建などに係る経費でございます。

次に、中段の11月補正予算の概要について御説明いたします。

議案第1号は、令和2年7月豪雨災害や台風災害への対応、また、新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算としまして、217億9,200万円を計上しております。

内訳としましては、まず、(1)令和2年7月豪雨災害からの復旧に係る予算が120億3,700万円でございます。

主な内容は、国が直轄代行事業として実施する災害復旧事業に係る負担金や、災害復旧に併せて実施する災害関連事業などでございます。

次に、(2)台風災害への対応に係る予算が2億8,400万円で、主な内容は、漁港や県立学校施設等の災害復旧などに係る経費でございます。

(3)新型コロナウイルス感染症への対応に係る予算が77億9,600万円でございます。

主な内容は、インフルエンザの流行期に備えた医療機関の体制整備や、空床補償に要する経費などでございます。

2ページをお願いいたします。

上の表を御覧ください。

10月補正予算と11月補正予算を合算しますと、一般会計で225億9,100万円となりまして、補正後の予算規模は1兆830億2,000万円となります。

中段、参考1としまして、豪雨災害への対応に係る予算額の累計と財源内訳を、下段に参考2としまして、感染症への対応に係る予算額の累計と財源内訳をそれぞれ記載しております。

おめくりいただきまして、資料の3ページと4ページが歳入予算の内訳でございます。

また、5ページと6ページが歳出予算の内訳となっております。

以上が今回の予算の概要でございます。よ

ろしくお願い申し上げます。

○増永慎一郎委員長 引き続き、担当課長から議案について説明をお願いいたします。

○上田秘書グループ課長 秘書グループでございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

まず、上段でございますが、一般管理費につきまして、39万円余の補正をお願いしております。

説明欄を御覧ください。これは、来年4月に予定をしております熊本地震犠牲者追悼式の開催準備のため、1月から任用いたします会計年度任用職員の報酬等でございます。

続きまして、下段をお願いいたします。

債務負担行為の追加をお願いしております。こちら、来年4月予定しております熊本地震犠牲者追悼式の開催業務を委託する費用として、限度額455万円余を設定するものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○本田広報グループ課長 広報グループでございます。

説明資料の9ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加でございます。

上段の広報関係業務につきまして、6,746万円余を限度額として債務負担行為の設定をお願いしております。

こちらは、県政テレビ、広報誌及びメールマガジンの制作業務、また、地震からの復旧、復興の状況を全国向けに発信するための業務などの委託につきまして、新年度当初から実施する必要があるため、設定をお願いするものです。

また、下段の首都圏広報業務につきましては、1,006万円余を限度額として債務負担行為を設定するもので、こちらは、マスコミ業

界に通じたPR会社を活用いたしまして、首都圏向けに効果的な広報を行うための業務に関して、新年度当初から実施する必要があるために設定をお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

9ページの下半分の資料をお願いいたします。

債務負担行為の追加を3件お願いしております。

上段のくまモン利用許諾審査業務は、くまモンのイラストの利用許諾事務を新年度当初から委託する費用として、限度額2,355万円余を設定するものです。

中段のくまモン隊管理運営事業は、くまモン隊の管理運営を新年度当初から委託する費用として、限度額1億8,669万円余を設定するものでございます。

最下段のくまモンスクエア管理運営業務は、第4期分、令和3年4月から令和6年3月までの3年間の指定管理委託料として、限度額1,802万円余を設定するものでございます。

なお、この指定管理者の指定につきましては、後ほど条例等議案のほうで説明させていただきます。

いずれも、新年度当初からスムーズに業務を行えるための設定でございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○柴田危機管理防災課長 危機管理防災課でございます。

説明資料の10ページをお願いいたします。

11月補正予算について御説明いたします。

防災総務費で444万円余の増額補正をお願いいたしております。

右側の説明欄をお願いいたします。

防災対策費としまして、次年度の新規採用職員等に貸与する防災服の購入等に必要な経費等について計上いたしております。

危機管理防災課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料、12ページをお願いいたします。

ここから総務部関係となります。

表の上段、一般管理費の説明欄、(1)職員給与費でございますが、2,300万円余の災害派遣手当の増額をお願いしております。

令和2年度当初予算におきまして、熊本地震からの復旧、復興関係で、他の都道府県から来ていただく職員分は計上しておりましたが、今回、令和2年7月豪雨災害が発生したことから、その派遣職員分として増額補正をお願いするものでございます。

次に、説明欄、(2)でございますが、6億6,400万円余の時間外勤務手当の増額をお願いしております。これは、年度途中の災害等、特別な事情で時間外勤務が必要となった際に備えて、時間外勤務手当の一部を一括して、人事課において毎年度当初予算で計上しているものですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症、令和2年7月豪雨災害の発生により業務量が増大したため、当初予算額では不足を生じることから、増額補正をお願いするものでございます。

次に、表の下段、債務負担行為の設定でございます。

令和3年4月1日からの新規採用職員等の初任者研修で使用するバス等の借上げにつきまして、年度内に契約等の手続を終える必要があることから、限度額230万円の債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

人事課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

13ページをお願いいたします。

財政管理費で471万円余の増額補正をお願いしております。これは、地方公会計標準ソフトウェアの代替ソフトウェアを導入するに当たり、関連システムであります総合財務会計システムの改修を行うための経費でございます。

財政課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

14ページの上の表をお願いします。

補正予算として、財産管理費1,370万円余の増額をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

派遣職員宿舍借上費でございますが、これは、令和2年7月豪雨に係る他県からの派遣職員の受入れに伴う宿舍や家具、家電の借上げ経費について、新たに計上するものでございます。

下の表は、繰越明許費の設定でございます。

まず、上段の財産管理費としまして、11億9,200万円余の繰越しを計上しております。これは、県庁舎の設備更新や鹿本総合庁舎へのLED導入、天草総合庁舎等への保健所機能集約化など、県有施設の改修に係る経費でございます。工事入札の不調や、施設を使用しながらの工事であるため、スケジュール調整等に不測の時間を要していることなどにより、繰越設定をお願いするものでございます。

次に、下段の総務施設災害復旧費としまして、8億5,700万円余の繰越しをお願いしております。これは、熊本地震で被災した庁舎の復旧等に要する経費でございますが、本定例会に工事契約の議案が上程され、契約後に

工事の着手を予定している県央広域本部と防災センターの合築庁舎新築工事等について、工事の調整などに不測の時間を要する可能性等も考慮しまして、繰越設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

15ページをお願いします。

私学振興費として、7,700万円余の増額をお願いしております。

説明欄です。

まず、7月豪雨分の被災生徒授業料等減免補助事業ですが、7月豪雨で被災した生徒の授業料等の減免を行う私立学校への支援に要する経費です。

次に、コロナ対策分の私立中学高等学校修学旅行支援事業、これは、新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行を延期した場合等の追加費用に要する経費です。

次に、私立専門学校修学支援事業、これは、私立専門学校の生徒に対する授業料減免などの修学支援について、国が行う実証研究を受託しているものですが、今回、新型コロナウイルス感染症の影響による家計急変の場合を追加対象とするための経費です。

下段のほうをお願いします。債務負担行為です。

まず、熊本時習館特別支援相談員派遣事業、これは発達障害に関する専門家を各私立学校に派遣し、教職員研修の実施や特別な支援が必要な生徒に関する助言等の支援を行うものです。

次の熊本時習館海外チャレンジ推進事業は、グローバル人材を育成するため、平成25年度から実施しております海外チャレンジ塾により、海外を目指す中高生を対象に、海外進学に必要な英語力向上のための講座等を実

施するものです。

両事業とも、4月からの切れ目ない支援が不可欠であり、令和3年4月からの役務の提供を受けるための契約事務等、公募型のプロポーザル等を予定しております。これらの期間を考慮すると、11月議会で本事業の債務負担行為の設定を行う必要があります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○橋本消防保安課長 消防保安課でございます。

16ページの上の表をお願いします。

消防指導費で712万円増額をお願いしております。

右側の説明欄をお願いします。これは、7月豪雨災害に際して、他県から消防応援に駆けつけた緊急消防援助隊が宿营地として利用したグランメッセ熊本の使用料でございます。なお、この財源につきましては、全額国から交付されるものでございます。

続きまして、下の表をお願いします。

繰越明許費の設定についてでございます。

まず、上段の防災総務費につきまして、2,000万円の繰越しをお願いしております。これは、防災消防ヘリコプターの管理運営費に係るものですが、新たなパイロットの養成のため、フランスにおいて操縦資格を取得する必要がありますが、現在、新型コロナウイルスの影響で渡航ができず、今年度内での資格取得が困難となることから、繰越しをお願いするものでございます。

次に、下段の消防指導費につきまして、3億9,400万円余の繰越しをお願いしております。これは、消防学校教育訓練機能強化事業に係るものですが、実践的な火災対応訓練施設の整備を行うに当たり、実施設計業務の完了に不測の日数を要し、今年度内に工事に必要な期間を確保することが困難となることなどから、繰越しをお願いするものでござい

す。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○久保田税務課長 税務課でございます。

資料17ページをお願いいたします。

賦課徴収費で2億6,000万円を計上しております。

右側説明欄を御覧ください。

過誤納となった県税の還付に必要な経費の増加に伴うものでございまして、大部分が法人県民税、法人事業税に関するものでございます。

事業年度の半期を終えた時点で、中間申告、納付されました税額のうち、決算の結果、過払いとなった税額につきまして、過誤納還付金として納税者に還付するものでございます。

税務課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○城内人事課長 人事課でございます。

続きまして、条例案でございます。資料、少し飛びまして26ページをお願いいたします。

第9号議案、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

おめくりいただきまして、27ページ、条例(案)の概要で御説明いたします。

1、条例改正の趣旨でございますが、熊本県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとしたことに伴い、関係規定を整備するものでございます。

2、主な改正内容でございますが、知事の権限に属する事務の一部を条例により市町村に移譲する場合には、当該市町村の長に協議をしなければならないこととされておりまして、今回、この協議が調った事務について追加するものでございます。

移譲事務といたしましては、アの火薬類取締法等に基づく火薬類の譲渡または譲受けの許可等に関する事務について、新たに菊池市を含む4市町に移譲し、イの農地法に基づく農地転用の許可等に関する事務について、新たに荒尾市、阿蘇市の2市に移譲するものでございます。

3、施行期日につきましては、令和3年4月1日からとしております。

人事課は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○梅川財政課長 財政課でございます。

28ページをお願いいたします。

議案第10号、熊本県手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

おめくりいただきまして、29ページの条例(案)の概要で説明させていただきます。

1の条例改正の趣旨ですが、家畜改良増殖法の一部改正等に伴いまして、関係の手数料の規定を整備するものでございます。

2の主な改正内容でございますが、関係法の一部改正に伴い、家畜人工授精所の開設許可証につきまして、書換え交付と再交付の手数料を新たに設けるとともに、併せて規定文言の整理を行うものでございます。

3の施行期日でございますが、公布日としております。

最後に、4のその他でございますが、今回の手数料の規定整理に伴いまして、関係する熊本県収入証紙条例の一部規定を整理しております。

続きまして、30ページをお願いいたします。

議案第24号、当せん金付証票の発売についてでございます。これは、いわゆる宝くじにつきまして、令和3年度の県の宝くじ発売額の範囲を決定するものでございます。

当せん金付証票法第4条の規定に基づきまして、総務大臣へ発売許可を申請するに当た

り、議会の議決を求めるものでございます。

発売総額につきましては、今年度と同様に110億円以内としております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○浦田くまモングループ課長 くまモングループでございます。

資料、31ページをお願いいたします。

第25号議案、指定管理者の指定についてです。

くまもと県民交流館のうち、物産、観光等に関する情報を提供する施設、いわゆるくまモンスクエアにつきましては、今年度末に指定管理期間が満了することに伴いまして、新たな指定管理者の選定手続を行いました。

選定の結果、現在の指定管理者であるカーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体を第4期の指定管理者とし、その指定期間は、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間としております。

選定の概要につきましては、右の資料、32ページで御説明いたします。

本年8月28日から約1か月間、指定管理者の公募を行った結果、こちら記載しております1団体、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体から申請がございました。

10月に5名の外部有識者の方々による指定管理候補者選考委員会を開催いたしまして、こちらの申請者が適当であるとの御意見をいただきました。

裏面、33ページをお願いいたします。

この選考委員会の御意見を踏まえまして、カーリーノ&コロムビアくまもと応援共同体は、来館者サービスの取組が充実していること、また、熊本県の物産、観光等の情報発信の手法も申し分なかったということから、指定管理候補者として選定しております。

ここで、すみません、1つ訂正がございます。33ページの中ほど、指定管理候補者の提

案価格のところ、令和5年度分につきましては、単位を千円としなければならないところを円と記載しておりました。皆様方には正誤表をお配りしております。大変申し訳ありませんでした。

くまモングループの説明は以上となります。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきたいと思えます。

それでは、質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 14ページの財産経営課の説明の中で、天草の保健所機能の集約化というお話があったんですけども、ちょっと詳しく説明していただけますか。

○永江財産経営課長 財産経営課でございます。

天草総合庁舎に、同じ敷地内に保健所がございますけれども、それにつきまして、天草総合庁舎に隣接する会議棟というのがあるんですけども、現在そこに集約化して、総合庁舎と連結させるというような工事を行っております。

○山本伸裕委員 では、集約って言っても、体制が減ったり人員が減ったりということではないわけですね。

○永江財産経営課長 そういうことではございません。

○山本伸裕委員 はい、分かりました。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ありませんか。
なければ、以上で質疑を終了いたします。
それでは、説明員の入替えを行いますので、しばらくお待ちください。
（説明員の入替え）

○増永慎一郎委員長 次に、本委員会に付託された企画振興部、出納局、人事委員会事務局、監査委員事務局及び議会事務局の議案を議題とし、これについて審査を行います。
担当課長から順次説明をお願いしますが、効率よく進めるため、説明は、着座のまま簡潔をお願いします。

○池永地域振興課長 地域振興課でございます。
説明資料の19ページをお願いします。

計画調査費につきまして、286万円余の増額をお願いしております。

右側の説明欄を御覧ください。

これは、例年同様ですが、環境省の補助を受けて実施しております、「環境首都」水俣・芦北地域創造事業等の前年度補助金の額の確定が10月に行われたことに伴い、既に概算払いで国から受領していた額との差額分を国に返納するものでございます。

続きまして、下段の表をお願いします。

繰越明許費の設定でございます。

1項目めの「環境首都」水俣・芦北地域創造事業でございますが、水俣市が行う生態系に配慮した渚造成整備事業において、事業着手に必要な公有水面埋立免許に関する手続等に時間を要し、工事の着工が遅れたため年度内の事業完了が困難となり、1億1,700万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

次の立野・黒川地区地域再生等支援事業でございますが、黒川地区の復興のため、南阿蘇村が行う旧長陽西部小学校改修事業において、住民と学生の交流活動拠点として改修するための設計着手まで、新型コロナウイルスの影響で住民協議等に時間を要したことから、年度内の工事完了が困難となり、750万円の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○福原川辺川ダム総合対策課長 川辺川ダム総合対策課でございます。

説明資料、20ページ、上段をお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

五木村振興道路整備(受託)事業、村からの委託でございます。こちら、令和2年7月豪雨によりまして、当該事業の施工箇所及び周辺道路の被災調査を行う必要が生じました。その調査に不測の日数を要したことから、事業の年度内完了が困難となり、1億4,100万円余の繰越明許費の設定をお願いするものでございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

資料の同じページの下の段をお願いいたします。

企画施設災害復旧費で1億7,800万円余の増額をお願いしております。

右の説明欄を御覧ください。

7月豪雨分の肥薩おれんじ鉄道災害復旧支援事業といたしまして、同鉄道の災害復旧を行う会社に対する県の補助金でございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

繰越明許費の設定でございます。

1つ目の天草空港運航支援対策事業の1億円につきましては、自動チェックイン機の導入など、ウィズコロナにおける利用促進環境整備を行うものでございますが、現在策定中の天草エアライン中期経営計画で、効率的、効果的な整備の在り方を検討しており、その内容を踏まえた整備を行う必要があることから、事業着手が遅れる可能性があるため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

続きまして、次の南阿蘇鉄道災害復旧支援事業の3億6,700万円余でございますが、立野一長陽間に位置する第一白川橋梁の準備工事等に不測の日数を要し、被災橋梁の撤去工事等について本年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

最後に、肥薩おれんじ鉄道災害復旧支援事業の1億7,800万円余でございますが、先ほど御説明しましたとおり、7月豪雨で被災した同鉄道の災害復旧については、被災直後から土砂の撤去、盛土等の復旧工事に着手をしまして、先月11月1日に全線において運行再開をしたところではございますが、この全線運行再開後におきましても、例えば、のり面の防護工事など、残りの工事を並行して実施をしております、この残工事につきまして本年度内の完了が困難となったため、翌年度への繰越しをお願いするものでございます。

以上となります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

資料は、同じページの21ページの下段をお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

熊本県総合行政ネットワーク等管理運営事業としまして、限度額1億3,295万4,000円の設定をお願いしております。これは、本庁と

地域振興局等を結ぶ熊本県総合行政ネットワーク等の管理運営に係る令和3年度からの業務委託につきまして、令和3年4月1日から委託するために、本年度内に契約事務を行う必要があることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

御審議よろしく申し上げます。

○中川管理調達課長 管理調達課でございます。

次の資料、23ページをお願いいたします。

債務負担行為のうち、23ページと次の24ページの事項欄に記載されてございます給食業務などの4業種につきましては、全庁的に共通する業務としまして、当課で一括して取りまとめて設定をお願いするものでございます。

今回は、令和3年4月1日より業務を実施するため、年度末までに契約を行っていくことが必要なもののうち、契約事務に相当の期間を要するものにつきまして債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

まず、債務負担行為の追加でございますが、23ページでございます。これは、鏡わかあゆ高等支援学校1件の給食業務委託に係るものでございます。

給食業務につきましては、今回の設定が初めてということでございますので、追加としてお願いするものでございます。

続きまして、下の欄を御覧ください。ここからは、債務負担行為の変更分でございます。

まず、上段の県有施設等管理業務につきましては、県庁舎、振興局庁舎等の清掃、警備業務等の維持管理など179件の業務委託の追加で、限度額33億2,300万円余となります。

次に、下段の情報処理関連業務でございますが、これは、電子入札システムや防災情報ネットワークシステムなど、情報システムの運営管理等に係る22件の業務委託の追加で

ございます。限度額25億2,600万円余となります。

24ページでございます。事務機器等賃借でございますが、これは、県庁内電子システム基盤整備やパソコン等電子機器のリースなど11件の業務委託の追加で、限度額53億6,300万円余となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福原政策監 球磨川流域復興局付でございます。

説明資料の25ページをお願いいたします。

専第20号、令和2年10月28日専決による補正予算でございます。

計画調査費で7億100万円余を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

9月定例会で議決いただき造成いたしました球磨川流域復興基金等を活用しまして、被災者の生活支援や地域コミュニティー施設の復旧等、市町村の取組への支援等に要する経費でございます。

財源内訳としまして、球磨川流域の12市町村が実施する事業の財源は基金を、12市町村以外につきましては一般財源で対応いたします。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案について質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って着座のままで説明をしていただきたいと思います。

それでは、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 ありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議案第1号、第8号から第10号まで、第24号及び第25号について一括して採決したいと思いますと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外5件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号外5件は、原案のとおり、可決または承認することに決定をいたしました。

説明員の入替えをしたいと思いますので、5分間休憩をいたします。

午前10時38分休憩

午前10時43分開議

○増永慎一郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、今回付託されました諮問第1号を議題といたします。

諮問第1号について、執行部の説明を求めます。

○城内人事課長 人事課でございます。

説明資料、34ページをお願いいたします。

諮問第1号、退職手当支給制限処分に対する審査請求に関する諮問についてでございます。

おめくりいただきまして、36ページ、諮問の概要で御説明いたします。

1、諮問の趣旨でございますが、懲戒免職処分を受けた職員に対して県教育委員会が行った退職手当支給制限処分につきまして、知

事に対し審査請求がなされましたので、その裁決に当たり、地方自治法の規定に基づき議会の御意見をお伺いするため、知事から議会に対して諮問するものでございます。

37ページをお開きいただけますでしょうか。

まず、事務の流れについて御説明いたします。

ページの一番上、非違行為の発生を受け、今回の事案では非違行為を行った職員の任命権者であります県教育委員会が、法令等に基づき、懲戒免職処分と退職手当支給制限処分を行っております。

審査請求人は、懲戒免職、退職手当支給制限、両方の処分に不服があるとして、懲戒免職処分につきましては地方公務員法に基づき県人事委員会に、退職手当支給制限処分につきましては地方自治法に基づき知事に審査請求を行いました。

今回諮問いたしますのは、図の右側に流れをお示しした退職手当支給制限処分に関する審査請求についてでございます。

図の右側を御覧ください。

審査請求につきまして、審査庁である知事が請求を受理し、本件処分に関与していない職員の中から指名された審理員が、審査請求人と処分庁である県教育委員会の双方から弁明書、反論書等の提出を受け、審理を進めてまいりました。

本件に係る議会の関わりですが、地方自治法の規定により、知事は裁決を行うに当たって議会に諮問することが義務づけられており、今回御意見を伺うものでございます。

なお、図において、裁決から下の部分、破線でお示ししておりますが、審査請求人が知事の裁決に不服がある場合には、当該処分の取消し訴訟を提起できることとされております。

すみませんが36ページにお戻りください。

2の事案の概要でございますが、(1)審査

請求人は、令和元年5月から6月にかけて、女子生徒に対し不適切な行為を行いました。

また、このような行為を行ったにもかかわらず、勤務先の管理職に対して、同女子生徒との関係を否定するなどの虚偽の報告をしておりました。

さらに、管理職から禁止されていたにもかかわらず、同女子生徒との連絡を継続していたというものでございます。

(2)処分庁である県教育委員会は、教育公務員としてあるまじき行為であり、学校、教育、そして本県教職員全体の信頼及び信用を著しく傷つけたとして、令和元年9月3日付で審査請求人を懲戒免職処分といたしました。

そして、当該懲戒免職処分を前提として、今回の諮問の対象である退職手当の支給制限処分を同日付で行ったものでございます。

次に、3の審査請求人の主張でございますが、退職手当に係る処分の取消しを求めています。

その理由といたしまして、(1)懲戒免職処分は違法であり、これに基づく本件退職手当支給制限処分は取り消すべきであること、そして(2)本件は請求人の永年勤続の功を全て抹消し、退職手当の賃金の後払い的性格や生活保障の要請を全て否定するほどの重大なものとは言いえないというふうに主張しております。

続いて、4、処分庁の主張でございますが、県教育委員会は、本件審査請求の棄却を求めています。

その理由といたしまして、まず、(1)退職手当に係る処分の前提となる懲戒免職処分が事実関係に基づき、懲戒処分の指針等の関係規程に従って適法に処分したものであると主張し、そして(2)本件処分は退職手当支給条例及び総務部長通知に基づき適法になされたというふうに主張しております。

5番の審査庁の考えに入ります前に、まず

判断の根拠となる退職手当に係る支給制限処分の考え方について御説明いたします。

恐れ入りますが、ここで38ページを御覧ください。

中ほどから下、熊本県職員等退職手当支給条例第12条の規定を抜粋しております。

懲戒免職処分がなされた職員に対しては、退職手当の支給制限処分ができることが規定されており、支給制限を行う場合、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、勤務の状況、非違の内容及び程度、非違行為が公務に対する信頼に及ぼす影響などを勘案して、全部不支給とするか一部不支給とするかを判断することとなります。

続いて、39ページを御覧ください。

中ほどから下に、この12条関係に係る総務部長通知を抜粋して記載しておりますが、第1項で、懲戒免職の場合、非違行為の発生を抑制するという制度目的に留意し、原則は全部不支給とされております。

また、第2項で、一部不支給にとどめることを検討する場合においても、非違の内容及び程度について、括弧で記載の第1号から第4号のいずれかに該当する場合に限定することとされております。なお、この取扱いは国に準じた取扱いであり、他県においても同様の取扱いがなされております。

これらを踏まえ、審査庁といたしましては、本件審査請求の裁決を行うに当たり、退職手当に係る部分が退職手当支給条例等の関係規定に基づき適正に行われたか、また、退職手当等の一部不支給にとどめる特にしんしゃくすべき事情等があったかという観点から判断することとなります。

それでは、36ページ、5の審査庁の考えを御覧ください。

まず、処分庁は、懲戒免職処分を前提として退職手当支給制限処分を行っておりますが、当該懲戒免職処分の適否につきましては、知事の職掌外であり判断することはでき

ません。

なお、当該免職処分につきましては、人事委員会に対して審査請求が提起されておりましたが、既に懲戒免職処分が承認されております。

また、処分庁は、退職手当支給条例等に基づき、審査請求人の行った非違の内容及び程度、生徒、保護者及び教職員等に与える甚大な影響、学校教育への信頼の失墜などを勘案の上、退職手当の全部不支給を決定しております。

処分庁が行いました本件処分について、退職手当支給条例等に反する点は認められず、また、退職手当の一部不支給処分にとどめる特にしんしゃくすべき事情等も認められないことから、審査庁といたしましては、本件処分は適当であると考えております。

長くなりましたが、説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の説明が終わりましたが、質疑に入る前に、あらかじめ申し上げます。

諮問第1号について、地方自治法の規定により議会に求められているのは、教育委員会が行った退職手当支給制限処分についての審査請求に関する意見です。

退職手当支給制限処分の前提となる教育委員会が行った懲戒免職処分自体については、地方公務員法の規定により、人事委員会に対して審査請求が行われており、直接今回の諮問の対象とはなっておりません。

本委員会では、執行部から説明のあった退職手当支給制限処分についての審査請求の概要、審議の経過、審査庁の裁決の考え方を踏まえ、当該処分に違法または不当な点がないか判断していただくこととなります。

それでは、諮問第1号について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

なければ、以上で質疑を終了します。

当該処分に違法または不当な点はなく、審査請求人の主張が認められないという判断をする場合は、本件審査請求は棄却すべきという意見、審査請求人の主張を認めるという判断をする場合は、本件審査請求は認容すべきという意見になりますが、このどちらの意見を議会の意見として答申するかということについて、採決をすることになります。

審査庁である知事の考えは、本件処分に違法または不当な点はなく、本件審査請求は棄却すべきというものであります。

諮問第1号に対する答申について、本件審査請求は棄却すべきか、認容すべきか、いかがいたしましょうか。

（「棄却」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 棄却との声がありましたが、本件審査請求は棄却すべき旨答申することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 御異議なしと認めます。よって、本件審査請求は棄却すべき旨答申することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第21号を議題といたします。

請第21号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○市川私学振興課長 私学振興課でございます。

付託請願について御説明いたします。

請第21号になります。

請願事項は3項目ありますので、それぞれの項目の現状や県の取組について御説明いたします。

まず1点目、国の就学支援金制度拡充に乗じて削減された県単独予算を復活させ、熊本県における学費補助制度の拡充を求めるものです。

国の就学支援金制度において、今年度から

年収590万円未満世帯に対する支援の上限額が大きく引き上げられ、県内の私立高校生の約6割は授業料が無償化されております。国の上限額引上げに伴い、県単独予算で実施してきた授業料減免分が重複することとなりましたが、この分につきましては、今年度4月から新たに始まりました高等学校専攻科生徒への就学支援金制度の創設に活用したほか、授業料減免制度のうち家計急変世帯の生徒に対する減免基準額の引上げも実施し、全て私学のための予算に充当しております。

2点目です。授業料等減免額の学校負担分20%を撤廃し、制度を県の直接事業とすることを求めるものです。

授業料減免補助の割合につきましては、県と学校が協力して支援に取り組むとの趣旨で、学校の理解をいただいて現在も継続しているものであります。

3点目は、令和2年7月熊本豪雨、新型コロナウイルス感染症による家計急変世帯への緊急補助制度の創設を求めるものです。

新型コロナウイルス感染症に係る家計急変世帯への補助については、既に、今あります私立高等学校等授業料等減免補助制度や奨学のための給付金で対応しているところです。

7月豪雨分につきましても、去る9月県議会において熊本県私立中学高等学校協会及び同保護者会から、私学助成の充実を求める請願がなされ、本委員会で採択後、国に意見書が提出されておりますが、今回、国の制度化を受けて本定例会で補正予算として提案しております。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

○増永慎一郎委員長 ただいまの説明につきまして質疑はございませんか。

○山本伸裕委員 国の予算拡充に伴って、県単独予算が減らされたというような請願者の

趣旨だったんですけども、それに対しては別途いろんなところで手当てをしているというお話だったんですが、保護者負担ですね、授業料の負担軽減というような点では、例えば大分、長崎なんかで所得の制限を引き上げて、授業料補助の範囲を広げようというような取組がされているのに対して、熊本県は6年前から変わってないというふうにおっしゃるんですが、これは事実ですか。

○市川私学振興課長 新たにやったということはありません。

ただ、授業料減免に関して補足しますと、授業料の限度額が今年間39万6,000円というところでやっているんですが、県の各私立の平均の授業料というところを見ますと、38万円台という状況がありまして、熊本県の場合、それ以上、国の制度以上上げるところは今取ってないというのが状況でございます。

○山本伸裕委員 国の制度以上には取ってないというようなお話だったんですが、公私間の格差の問題とか、熊本県内の私学に通っている生徒さんが、全国の中でも比率としては非常に高いというような状況からすれば、やはり国の基準以上に熊本県が積極的に補助を、特に授業料負担軽減というような観点で、直接的にやっぱり支援していくというようなことが非常に大事ではないかと思っておりますので、ぜひ、この請願は採択されるべきではないかというようなことで、意見を表明したいと思っております。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○坂田孝志委員 今山本委員おっしゃいましたけれども、いわゆる国が590万まで引き上げたわけですね。その間に上がってない場合、県も4,000万程度負担しておったようで

ございますが、590万ほど引き上がったので、国のほうで充当するという事になったから、この請願の書きぶりですね、拡充に乗じて削減されたと。削減されたじゃない、充当されたから、その分を私学の看護科等やっている専攻課程、4年生、5年生、590未満であれば3年生までは授業料無償化と。では4年生、5年生になると授業料は負担になる。その分をいろいろ、保護者の負担を軽減することによって、そっちに活用している。

まず書きぶりがよくないですね、これは、書きぶりが。こういうのは、先ほども請願者が来ていましたが、何万人かの署名だったか、1万何千人か。子供を通じてしているんですが、こういうのは学校が生徒に、そういうことになっているということを知らしめてあるんですかね。恐らく生徒は知らないものだから、この何とか会の、助成をすすめる会の代表者の方々が、学校の先生方が主ですかね、私学の先生方が。そういう方が、そっちのことを言わずして、こうやって、県は余っているのを削減したんだというようなことではいけないと思うんですね。

もうちょっとこう、そういうことをやっていることは、私学振興課もきちんと学校にも説明して、生徒にも納得していただいでですね、納得というか理解でいいでしょう。そういうことが少し足りなさ過ぎるんじゃないか。だから、こういうのが出てくると。

授業料、2番のことも、県と私学が、学校側と一緒に協力して、家計急変生徒を救う制度を構築しているわけですよ。非常にこれはすばらしい制度ですよ、こうやってやっている。

3番目は既に予算で充当しておりますから。だから請願事項を一つ一つ取っても、何も取り上げられるような内容じゃなくて、むしろもっとそういうことで県も私学に対しては様々なことをやっている、支援しているということ、やっぱりもう少し理解しても

らったら、こういう請願のほうの提出者の方々も御理解できるんじゃないかなと思っておりまして、この請願事項については取り上げるわけにはいかないな、こういうふうな意見といえば意見ですね、述べさせていただきます。何か私学のほうで説明することがありましたら、お触れいただきたいと思います。

○市川私学振興課長 御指摘ありがとうございます。

授業料の減免だったり、奨学金の給付金の制度だったり、今高校の、特に私学のそういった生徒、保護者に対する支援制度が大きく変わっていています。無償化のほうにどんどん動いていています。制度が大きく変わってきているもので、私どものPRの仕方を生徒、保護者にきちんと分かるように、それと先生から御指摘がありました学校側、校長、理事長、事務局長、この授業料減免に当たる先生方にきちんと、制度が今年はどう変わっていているというところが分かるような、いろんな校長会とかありますので、そういったところできちんと制度の充実、こういうふうに充実してきてますというところをPR、説明をやっていこうと思います。ありがとうございます。

○坂田孝志委員 周知を徹底していただいて、やっぱり理解を深めながら、やっぱり県も私学もみんなが協力してやっていく、そういう体制を構築していくのが大事じゃなからうかな、こう感じます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。なければ、これで質疑を終了いたします。

次に、採決に入ります。請第21号については、いかがいたしましょうか。

（「採択」「不採択」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 採択、不採択、両方の意見がありますので、採択についてお諮りい

たします。

請第21号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○増永慎一郎委員長 挙手少数と認めます。よって、請第21号は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が4件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○小川交通政策課長 交通政策課でございます。

右上に総務常任委員会報告資料①と記載しております資料を御覧ください。

空港アクセス検討委員会についてになります。

本議会の開会日冒頭でも知事が申し上げましたが、第1回空港アクセス検討委員会の開催を決定いたしましたので、本日、その概要について御説明をさせていただきます。

まず、本検討委員会の目的になります。

阿蘇くまもと空港への新たなアクセス整備の推進に向け、BRTを含む他交通モードとの比較など、鉄道延伸案の是非、新型コロナウイルスによる交通、観光業界への影響、鉄道整備による経済波及効果などに関しまして、有識者等から幅広く意見を聴取し、事業の推進を図ることを目的としております。

続きまして、この第1回の委員会についてでございます。

1回目は、今週の金曜日12月11日に、熊本テルサにおいて開催をいたします。

検討委員会の委員は11名となります。

裏面の委員の名簿を御覧ください。

有識者として、慶応義塾大学の加藤先生。加藤先生は交通経済が御専門であり、熊本空港のコンセッション方式導入のため、国が設置した審査委員会の委員長も務められています。

有識者、もうお一方は、地元の熊本大学の円山准教授。交通計画が御専門の先生を考慮しております。

その他書いてございますとおり、交通事業者、空港の関係者、経済団体、観光関係、そして行政、こういったメンバーで考えております。

表の面にお戻りください。

1回目の内容といたしましては、設置の趣旨ですとか、空港の現状、これまでの検討経緯、そして今年度、我々調査を進めております調査の検討状況、こういったものを予定しております。

当委員会につきましては、来年度にかけて複数回の開催を予定しておりますが、具体的なスケジュールにつきましては、今後、検討委員会の委員の皆さんの御意見等も踏まえながら検討してまいります。

最後に、この検討委員会は公開を予定しております。

委員会の資料については当日、会議の概要については後日、県のホームページに掲載することで、県民の皆様への理解促進にもつなげてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。

続きまして、私のほうから、説明資料の②につきましても御説明をさせていただきます。

A3の少し大きめの資料になります。

熊本県地域公共交通計画の骨子でございます。

当課では、今年度、県全体の地域公共交通政策に関するマスタープランとなります熊本県地域公共交通計画を策定することとしておりまして、このたび計画の骨子を取りまとめましたので、この場で御報告をさせていただきます。

簡単にですが、この計画策定の背景を御説明させていただきます。

県民の移動手段を担うこの地域公共交通事業につきましては、利用者の減少ですとか収支の悪化などがかねてよりの課題となっております。これに加えて、近年では、例えば、運転士の方など労働力の不足も顕在化してきております。

このような中、県内では、市町村が主体となって、この交通に関する計画が既に策定をされておりまして、これに基づく取組が既に進められている地域もありますけれども、例えば長いバス路線ですとか複数市町村にまたがるそのバス、鉄道などにつきましては、合意形成に時間を要しまして、路線再編などの取組が思うように進まないという課題も耳にしているところです。

また、昨年度、バス事業者の5社の皆様方が、いわゆる共同経営により、あるべきバス路線網の実現に向けて取り組んでいくことも確認をしております。

運転士不足が深刻化する中、バスだけではなく、鉄道、コミュニティー交通、こういったほかの交通モードとの連携によって、公共交通網全体を維持していくことが非常に重要な課題となっております。

以上、こうした背景を踏まえまして、県内全域で地域の実情に応じた持続可能な公共交通網を構築していくことを目的に、この交通計画を策定することといたしました。

計画の策定につきましては、先月11月に市町村や交通の事業者の皆様が参画する協議会

で、この計画の骨子までは現在承認されているところでございます。

それでは、計画の骨子の内容を簡単に御説明させていただきます。

まず、計画の期間ですが、こちらは5年間を考えております。対象の区域は、先ほど申し上げたとおり、熊本県全域としております。

続きまして、3番の位置づけになりますが、現在策定中の県の次期基本方針ですとか、7月豪雨からの復旧・復興プラン、こういった上位計画を踏まえ、かつ既に市町村で策定されている交通に関する計画とも整合を図りながら策定してまいります。

次に、地域公共交通を取り巻く現状と課題、こちらを御覧ください。

地域によって必要とされる公共交通サービスの内容が変化、多様化をしている一方で、その多様化するニーズに対応するための輸送資源、先ほどの運転士さん等ですね、こういったものが逼迫をしている状況です。

続いて、裏面をお願いいたします。

ただいま説明しました現状と課題を踏まえ、計画の基本的な方針を、少し長いですが読み上げさせていただきます。

「社会動態の変容によって絶え間なく変化・多様化する県民の移動ニーズを満たす、地域公共交通施策の展開」、副題としまして「公共交通の持つ効果の最大化に向けた輸送資源の総動員」と定めております。

次に、計画の目標でございますが、2つ大きな目標を定めております。

「持続可能な幹線公共交通ネットワークの構築」と「輸送資源の総動員によるコミュニティ交通の充実」、この2つを定めて、計画の達成度を図る数値目標を設定する予定です。

最後になりましたが、目標達成のための施策、事業ということで、幾つか具体例を示しております。例えば、その共同経営の話です

とかコミュニティ交通の導入、こういったものを、今後、県、市町村、事業者の役割分担のもと、計画の推進を図ってまいりたいと考えております。

以上となります。今後、年度内に計画を策定する予定であり、2月の定例会において、改めて計画案の概要を御報告させていただければと思っております。

報告は以上です。よろしくお願いたします。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

総務常任委員会報告資料の③、A4横のものをお願いしたいと思います。

熊本県情報化施策推進方針の改定について御説明させていただきます。

まず、現方針の改定の必要性についてでございますが、本県では、これまで熊本県情報化施策推進方針に基づき、情報化の取組を進めてきたところでございますけれども、少子高齢化や人口減少社会を見据えた経済発展と社会的課題の解決、あるいは行政のデジタル化、新型コロナウイルス感染症を踏まえた新たな生活様式への対応などの社会的課題にスピード感を持って対応するために改定を行うものでございます。

改定の方向性についてでございますが、新たな課題へ対応し、県のICTを活用した取組を総合的かつ計画的に進めるため、現行の推進方針と、別途策定しております熊本県官民データ活用推進計画を統合しまして、新たな計画、熊本県情報化施策推進計画として策定するものでございます。

現在、副知事を本部長とし、各部局長をメンバーとする高度情報化推進本部で策定を進めているところでございます。

おめぐりいただきまして、次のページを御覧いただきたいと思います。

現在検討中の情報化施策推進計画の素案で

ございます。

計画の位置づけについてでございますが、県の情報化施策を総合的、計画的に推進するための計画とし、官民データ活用推進基本法に基づく法定計画として、位置づけを考えております。

計画期間につきましては、令和3年度から令和5年度までの3年間を予定しております。

背景としましては、人口減少に伴う生産性向上や働き方改革の必要性、ICTの普及、行政のデジタル化の推進など、それと併せて国の動向などをまとめる予定でございます。

目指す姿としまして、「安全安心便利なくらしができる超スマート社会くまもと」を掲げておりまして、その姿の実現に向けた柱としまして、「安全・安心・便利で創造性豊かな社会」、「デジタル行政」、「災害・危機に強い情報通信基盤」を掲げています。

資料の右側に、目指す姿ごとに25の施策を掲げております。

安全、安心、便利で創造性豊かな社会の実現に向けた施策では、例えば、ICTを利活用するための環境整備に向け、行政手続の3レスの推進や、マイナンバー制度の活用などを掲げております。

また、県民が便利に暮らせるまちに向け、子育て支援の充実や、ICTの活用による学校の活性化などを掲げております。

企業や事業者が創造性を発揮できるまちに向けては、地場企業の生産性、競争力の向上の実現や、スマート農林水産業などの着実な展開などを掲げていく予定でございます。

また、災害や危機に強いまちに向けては、民間や市町村のネットワークの強靱化などに取り組んでいこうと考えております。

また、2つ目の柱でありますデジタル行政の実現に向けての施策としましては、庁内の業務プロセスの改革、データ利活用の推進や、県庁、学校、警察の働き方改革、県行政

の通信ネットワークの強靱化などに取り組んでまいりたいと思っております。

今後のスケジュールでございますが、前のページの左下にも記載しておりますが、1月にパブリックコメントを実施しまして、最終案につきまして、2月議会に報告をさせていただきますと思います。

以上、よろしく申し上げます。

○福原政策監 球磨川流域復興局付でございます。

A3の総務常任委員会報告資料④をお願いいたします。

こちらは、11月24日に公表いたしました令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランについてでございます。

こちらにつきましては、県政全般に関するプランになりますので、ほかの常任委員会でも同様に報告させていただいております。

4ページでございます。

まず、1ページをお願いいたします。

左側でございます。被災状況、豪雨災害の検証といたしまして、人的被害、住家被害、被害総額等を記載しております。

右のほうをお願いいたします。

復旧、復興の基本理念、目指す姿でございます。

被災者、被災地の現状と課題といたしまして、超高齢化、人口減少が加速する地域におきまして未曾有の災害が起り、地域が消滅するかもしれない危機感と、これからも球磨川の清流と共に暮らしていきたいとの思いを、現状と課題として整理いたしました。

プランの基本的な考え方といたしまして、復旧、復興の3原則とくまもと復旧・復興有識者会議からの提言を踏まえまして、下のほうの緑の矢印のほうをお願いいたします。

「生命・財産を守り安全・安心を確保」しながら、「球磨川流域の豊かな恵みを楽しむ」、この2つを基本理念に据えまして、目

指す姿としまして、「愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が“残り・集う”持続可能な地域の実現」に向けて取り組んでいくこととしております。

2ページをお願いいたします。

新たな治水の方向性を踏まえた治水、防災対策及び被災者、被災地域の1日も早い復旧、復旧に向けた取組といたしまして、喫緊の取組を整理しております。

上段には、復旧、復興の前提となります治水対策を整理しております。

2行目でございます。流域全体の総合力による緑の流域治水では——左をお願いいたします。新たな治水の方向性を踏まえた抜本的な対策といたしまして、11月19日に知事が表明されました考え、「緑の流域治水」の1つとして、住民の「命」と地域の宝の「清流」とともに守る「新たな流水型のダム」の推進」を掲げています。

その下でございます。速やかな再度災害防止のための緊急治水対策としまして、住民の方から御意見にも多かった河道掘削、堤防整備、堆積した土砂、流木の早期撤去など、速やかに実施すべき治水対策の取組を掲げております。

右側をお願いいたします。

生命、財産を守る地域防災力の強化といたしまして、戸別受信機の設置、通信回線の多重化など、主にソフト対策を掲げております。

次に、ページの中段から下をお願いいたします。

治水対策を前提としました復旧、復興に向けた取組を4つの柱に整理しております。

I、住まい、コミュニティーの創造では、かさ上げ等による宅地再生と高台等の安全な場所への移転促進などを掲げております。

なりわい・産業の再生と創出では、なりわい再建支援補助金等により、事業再建などを掲げております。

右側をお願いいたします。

災害に強い社会インフラ整備といたしまして、国道219号をはじめとする県南地域道路の全面通行止めの解消などを掲げております。

IVといたしまして、地域の魅力の向上と誇りの回復では、歴史500年の人吉温泉の復活などを掲げております。

これらを直ちに実施する喫緊の取組として、令和2年度補正予算等で迅速に対応しているところでございます。

3ページをお願いいたします。

こちら、持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョン(目指すべき取組の方向性)として掲げております。

こちらは、将来を見据えてこの地域に住み続けたい、移り住みたいという持続可能な地域に向けた取組の方向を示しております。

まず、I、住まい関係でございます。

右のほうをお願いいたします。

最先端技術(AI・ICT等)を駆使した新たなつながりによるスマート・ビレッジの実現などを掲げております。

II、なりわい関係でございます。

再生可能エネルギーの導入推進によるゼロカーボン先進地の創出、緑の雇用の創出に向けた森林資源のフル活用などを掲げております。

III、災害に強い社会インフラ整備といたしまして、日本一災害に強い国道219号の強靱化を掲げております。

IVといたしまして、地域の魅力の向上と誇りの回復でございます。

右下をお願いいたします。

若者が残り、集まる知的拠点としての球磨川流域大学、仮称でございますが、こういう構想等を掲げております。

これらなど、中長期的な視点で取組を推進してまいります。

右側の5をお願いいたします。

復旧・復興プランの実現に向けてでございます。

これらのプランを実現していくため、被災市町村への支援、市町村相互の連携促進を行い、また、プラン実現に向けた実効性の確保といたしまして、国家戦略特区の検討や国への積極的な働きかけなど、必要な財源確保に向けた取組を積極的に進めます。

下のほうをお願いいたします。

五木村の復興でございます。五木村の復興につきましては、県政の重要課題として、これまで以上に強力で推進することを、このプランで宣言しております。

4ページをお願いいたします。

こちらは、今御説明申し上げました目指す姿、将来ビジョンをイラストで示したページでございます。

右上から左下へ球磨川が、中央の縦に川辺川が流れるイメージで描いております。

緑の流域治水をベースに、中央でございますが、4つの柱の取組を進め、将来的には、愛する地域で誰もが安全・安心に住み続けられ、若者が残り・集う持続可能な地域の実現を行うというイメージを表しております。

最後でございます。

スケジュールでございますが、復旧、復興の状況をお示していくため、主な取組につきましてはロードマップ等を作成するなど、また、必要に応じてプランの改定を行っていくこととしております。

なお、来週、復旧・復興本部会議を開催いたしますので、これまでの復旧、復興の状況などを協議する予定でございます。協議内容等につきましては、改めて御報告させていただきますと思います。

説明は以上でございます。

○増永慎一郎委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。

○高島和男委員 地域公共交通計画に関してお尋ねをしたいと思うんですけども、11月27日の活性化再生法の改正ということで、これが努力義務ということで作成が決められたと思うんですけども、この地域公共交通ということになりますと、平成19年の連携計画、そして26年の交通網の形成計画、そして今回ということで、もう大体13年ぐらい前から常に計画というのがある。そしてまた実施されていると思うんですけども、どうも、昨日の話ともちょっとリンクするんですけども、なかなか目に見えてというか、私たちが実感として、公共交通網はよくなったという肌感覚というのは非常にやっぱり少ない、感じることはない。

今回、今年度中に計画を詰めて移すわけですけども、13年の間に、連携計画からそれぞれこういうふうに変わってきた、それぞれの計画でこういうふうに変化がありましたよというような実績というか、そういうのをちょっと簡単に結構なんで教えていただけますか。

○小川交通政策課長 今御指摘ありました地域公共交通に関するこれまでの経緯ということになりますが、制度全体の話で申し上げますと、まず、13年前にできた計画から一度法改正がありまして、網形成計画というものになっております。

こちらについては、当時の議論ですと、やはり地域公共交通をいかに確保するかという観点と、あと、まちづくりとの連携を両輪となって進めることが大切だという観点から、網形成、ネットワークの計画をつくるということになっておりました。

今回の法改正の趣旨は、私の理解ですと、そういったものも当然引き続き重要でありながら、先ほども申したように輸送資源が——運転士の不足ですとか、どうしても出てくる

中で、一般的なバスのほかにもコミュニティ交通も含めて、地域の輸送資源を総動員して、持続可能な公共交通を構築していくという、こういった趣旨で今回法改正がなされ、先月施行されたと理解をしております。

そういった経緯も含めながら、我々としても先生から御指摘あったように、利用者の方が本当に実感していただけるような、目に見えるような施策が実現できるように、これからも努力してまいりたいなと思っております。

以上です。

○高島和男委員 今までは若干違うのは、独禁法の特例法が今回変わったということで、幾分やっぱり従来とはまた大きな転換点になるのかなというふうには思っております。

私も、国交省のこの地域公共交通計画の作成の手引というものを、目を通してみました。入門編でございますけれども、ぜひ熊本県の各市町村、いろんなやっぱり交通の事情というのは異なるわけですから、これだけ目標を掲げていらっしゃるの、年度内ということで、2月にはまた御提示いただけるものと思っておりますので、そこでまたしっかり目を通して議論させていただきたいと思っておりますので、よろしく願います。

以上です。

○増永慎一郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

○山本伸裕委員 何点かございますが、まず空港アクセス検討委員会の問題でお尋ねしたいんですけども、この検討委員会の委員の皆さんですね、以前の場合でも申し上げましたですけども、この空港アクセスの検討されている地域というのが、地下水の涵養域になっているというようなことで、やっぱり特に

環境への影響、地下水への影響については、しっかり専門家の分析、検証なんかも必要ではないかというような意見を表明していたんですけども、この委員の中に、そういった環境の専門の方なんかもメンバーに加わるべきではないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○小川交通政策課長 ただいま御質問ありましたアクセスの検討委員会の委員についてでございますが、今回の委員会につきましては有識者、学識の経験者をはじめ交通の事業者、空港、経済、観光の団体の方々、それと行政、こういった方で現状構成をしております。

今後こういった事業を進めるに当たりましては、一般的には当然その環境への影響、こういったものもしっかり判断というか、確認をしていく必要があると思っておりますが、今回につきましては、こういったメンバーの方々に、幅広く御意見を伺わせていただきたいなと思っております。

以上です。

○山本伸裕委員 地下水の問題は非常に、熊本のやっぱり貴重な財産、宝でありますから、それに対する影響であるとか、知事はシリコンバレー構想なんかも言及しておられるわけだし、もしそういうような状況になったら、地下水のくみ上げなんかの可能性なんかもやっぱり出てくるんじゃないか、そういったものも含めて、検証はされるべきではないかというようなことで意見を表明しておきたいと思っております。

もう1点、よろしいですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○山本伸裕委員 報告の③の情報化推進計画ですね。私は、この推進に対してはあまり、

個人のメリットはどうなのかな、むしろデメリット、危険性のほうが大きいんじゃないかなという印象なんですけれども、その一番の問題は、個人情報の漏えいですね。かなり住民のデータなんか共有化されていくというようなことになってくると、いろいろNTTドコモの不正の引き出しであるとか、あるいはリクナビの問題であるとか、いろいろ個人情報漏えいの問題がありましたですけれども、いかにやっぱり情報化推進する中で、かなり住民のデータなんか共有されていくんだと思うんですけれども、個人情報を守るのかというようなところでのルールづくりが必要ではないかと。ここで、ちょっとあんまりそういう情報保護のルールづくりについての言及がないものですから、その点についても、しっかり深められるべきじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○椎場情報政策課長 情報政策課でございます。

個人情報の保護につきましては、今行政のデジタル化ということで、国のほうでも個人情報保護法を含め、どういった形で保護していくかというような議論が進められております。

県におきましても、いわゆる個人情報保護条例を所管しております県政情報文書課とも連携しながら、必要な対策をしっかり取っていきたいというふうに思っております。

○山本伸裕委員 EUなんかでは具体的にプロファイリングの規制とか、そういった具体的なルールづくりなんかもやられていますし、住民の不利益にならないような、やっぱりそういう仕組みづくりとか、そういうところもぜひ具体的に深めていただければと。

もう1点、委員長よろしいですか。

○増永慎一郎委員長 はい。

○山本伸裕委員 4番の豪雨災害の復旧・復興プランなんですけれども、復旧・復興プランの私、一番、尊重しなければならない問題は、住民の意見、意向を積極的に反映させていくというような問題ではないかと思うんですけれども、これはどういうふうに復旧・復興プランを、今後もその見直しを行っていくというようなお話だったんですけれども、その際に、特に住民の意見をどう取り入れていくのかというようなことについてお尋ねしたいと思います。

○福原政策監 球磨川流域復興局でございます。

プランのほうにつきましては、先般公表させていただいたわけですが、すぐさま市町村の議会のほうにも御説明に上がっておる最中でございます。今もその最中です。

そういう中で、いろんな議会の方からも、今後変えていけというようなお話が当然上がってくると思いますし、今被災された八代・坂本をはじめ球磨村のほうでもプランの策定作業が進んでおります。芦北はもう既にできておりますが、そういう中でいろんな県のプランとの整合性とか、村独自のプランとの整合性も出てまいりますので、村の座談会とかでもそういう市町村のほうが見意見を酌み上げられると思いますので、そういうのと併せて今後改定していきたいと考えております。

○山本伸裕委員 いろんな分野でいろんな問題で、また、例えば、子供の問題であるとか地域の問題であるとか、やっぱり治水の問題であるとか、その段階、段階で新たな問題なんか発生してくる可能性もありますし、常にやっぱり住民の要望、意向なんかを尊重するような形で、柔軟に復旧・復興プランを見

直し、あるいは充実させていくというようなことをお願いしたいと思います。

○福原政策監 今現在も各市町村に担当職員を張りつけておまして、市町村でございませぬ夜の座談会とか復旧・復興のプランづくりの策定の中にも入り込んでおります。

そこで、住民の方から、当然、今これが困っているとかというお話が出てまいりますので、そういう部分につきましては、改定を待たずに、県庁のほうにも関係部局が多くございますので、すぐつないで対応をお願いしている状況でございます。

以上でございます。

○増永慎一郎委員長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

○西聖一委員 4番目の復旧・復興プランの件で、4ページに絵が描いてあって、すごく夢があって、これで反対する人、もう多分いないと思うんですけども、やっぱり行政としては執行機関なので、具体的なロードマップであったり、投資効果とか採点とか、予算とかをまた裏づけしていかなくちゃいけないと思うんですね。知事の4か年計画にしても、やっぱり目標年度、目標達成率とかそういうのを掲げているわけですけども、このニューディール計画については、そういう考えは今お持ちなのかどうかだけお尋ねしたいと思います。

○福原政策監 喫緊の課題として、当面5年間のほうで着手できるものは着手していこうということを考えています。まずはですね。

3ページの将来的なものにつきましては、まず夢を書かせていただきました。今の現実には直面されまして、将来やはり少しでも夢のある、この地域で住み続けたい、戻ってきたいという思いをどうしたら具現化していける

かというような思いを寄せ集めたところでございます。

当然、復旧、復興に向けた部分では、県だけではできない部分もございませぬし、民間の方に御協力いただかなければならない部分も出てまいりますので、そこはしっかり協力をさせていただきながら、また、国のほうにも予算等々いろいろお願いすることも出てくるかと思っておりますので、しっかり要望していきたいと考えております。

○西聖一委員 了解しました。

○増永慎一郎委員長 ほかにございませぬか。

○坂田孝志委員 緑のプランですか、ニューディール政策。短い期間に本当に夢を描けるような計画をつくっていただいたなど、その努力を多といたしたいと思っております。県だけではとてもできませんから、無論、国や県、市町村、流域の方々と連携を取りながらスピード感を持って積極的に取り組まれることを強く期待をいたしております。よくぞ本当にこの短い期間に、これだけのものを仕上げたというのは、よく頑張ったなと思っておりますので、また、このことも流域の市町村に周知していただいて、タッグを組んで、流域市町村のそのまた計画があるですから、そこよく調整を図りながら大いに進めていただきたいと願っております。

○福原政策監 どうもありがとうございます。

引き続き、県議会からの御支援もよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○吉永和世委員 私からも、今坂田先生おつ

しゃいましたが、短い期間の中でこの復旧・復興プランをつくっていただいたことを心から感謝申し上げたいと思います。

これからまた復旧、復興という形で進んでいくんだと思いますが、現状の河川とかそういう部分においては、治水安全度というのはいかなり低くなってきているということで、来年の雨季を考えると、これはもう緊急的に取り組まなくちゃいけないというふうな状況だというふうに思います。

被災地においては、やはり住民からも要望があっていると思いますが、河床掘削とかそういうものが第一。

その河床掘削の中で、河川に重機が入るだけで相当安心されるんだろうというふうに思いますので、そういった点は、早急にやっばり取り組んでいく必要があるんだろうというふうに思いますので、ぜひもう雨季を考えると、そんなに時間があるわけではないので、できるだけ対応いただくようお願いをしたいというふうに思います。要望でいいです。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。

○荒川知章委員 先ほどの復旧・復興プランの一番最後の4ページの球磨川流域グリーンニューディール、このすばらしい、これからの復旧、復興に向けてのまちづくりで、大変すばらしいことだと思うんですけども、一般質問でもさせてもらいましたけれども、この絵を見てもう球磨川流域がメインになっていまして、芦北、水俣もこういう形で復旧、復興をぜひよろしくお願ひしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○福原政策監 当然、芦北、津奈木のほうも対象としておりますので、このページではちょっとすみません、うたせ船とかで表現させていただいております。しっかり頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願

ひいたします。

○増永慎一郎委員長 ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

ここで私のほうから1つ御提案があります。

さらなる委員会活動の活性化に向けた取組の一つとして、平成27年度から常任委員会ごとに1年間の常任委員会の取組の成果を2月定例会終了後に県議会のホームページで公表することとしております。

については、これまで各委員から提起された要望、提案等の中から、執行部において取組の進んだ項目について、私と副委員長で取組の成果案を取りまとめた上で、2月定例会の委員会で委員の皆様へお示しし、審議していただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

（「はい、よろしくお願ひします」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 では、そのように取り計らいます。

次に、その他に入りますが、本日は出席職員を限定しておりますので、この場でお答えできない内容につきましては、後日、文書にて回答させていただきたいと思ひます。

それでは、委員の皆様方からその他で何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○増永慎一郎委員長 なければ、以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、陳情書等が6件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして第7回総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午前11時40分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により
ここに署名する
総務常任委員会委員長